

経済委員会

説明資料

(令和5年6月12日)

資料1	執行部名簿	・・・ P 1～ 4
資料2	機構図	・・・ P 5～ 8
資料3	主要事業	・・・ P 9～12
参 考	熊本市組織と事務分掌	・・・ P 13～21

経済観光局

農水局

農業委員会事務局

経済委員会 執行部名簿

【経済観光局】

職名	氏名
経済観光局長	むらかみ かずみ 村上 和美
経済観光局 総括審議員	くどう あきら 工藤 晃
産業部長	のざき はるひこ 野崎 元彦
観光交流部長	ふじた ゆういちろう 藤田 裕一郎
スポーツ・イベント部長	つちや ひろき 土屋 裕樹
経済政策課長	まえだ つよし 前田 剛
経済政策課 副課長	みつやす りんたろう 光安 林太郎
経済政策課 計量検査所長（主幹級）	にしむら たつや 西村 達也
雇用対策課長	ふなつ まりあ 船津 真理亜
商業金融課長	まるやま けんいちろう 丸山 健一郎
企業立地推進課長	わきさか まちこ 脇坂 真智子
起業・新産業支援課長	のぐち しんたろう 野口 信太郎
観光政策課長	さかた ふみあき 坂田 文昭
観光政策課 副課長	おおかわ しげる 大川 滋
観光政策課 審議員 （熊本国際観光コンベンション協会派遣）	かい つぐとし 甲斐 嗣敏
誘致戦略課長	たけだ やすひろ 竹田 靖宏
動植物園長（部長級）	とやま まこと 外山 誠
動植物園 副園長	まつもと あつし 松本 充史
動植物園 副園長	ほんだ かずゆき 本田 一之

経済委員会 執行部名簿

【経済観光局】

職名	氏名
スポーツ振興課長	おかじま ふみあき 岡島 史明
スポーツ振興課 副課長	きたぐち ひろゆき 北口 浩之
イベント推進課長	かねみつ よしまさ 金光 良昌
競輪事務所長	にし しんいちろう 西 真一郎
競輪事務所 副所長	くどう いちろう 工藤 市郎

経済委員会 執行部名簿

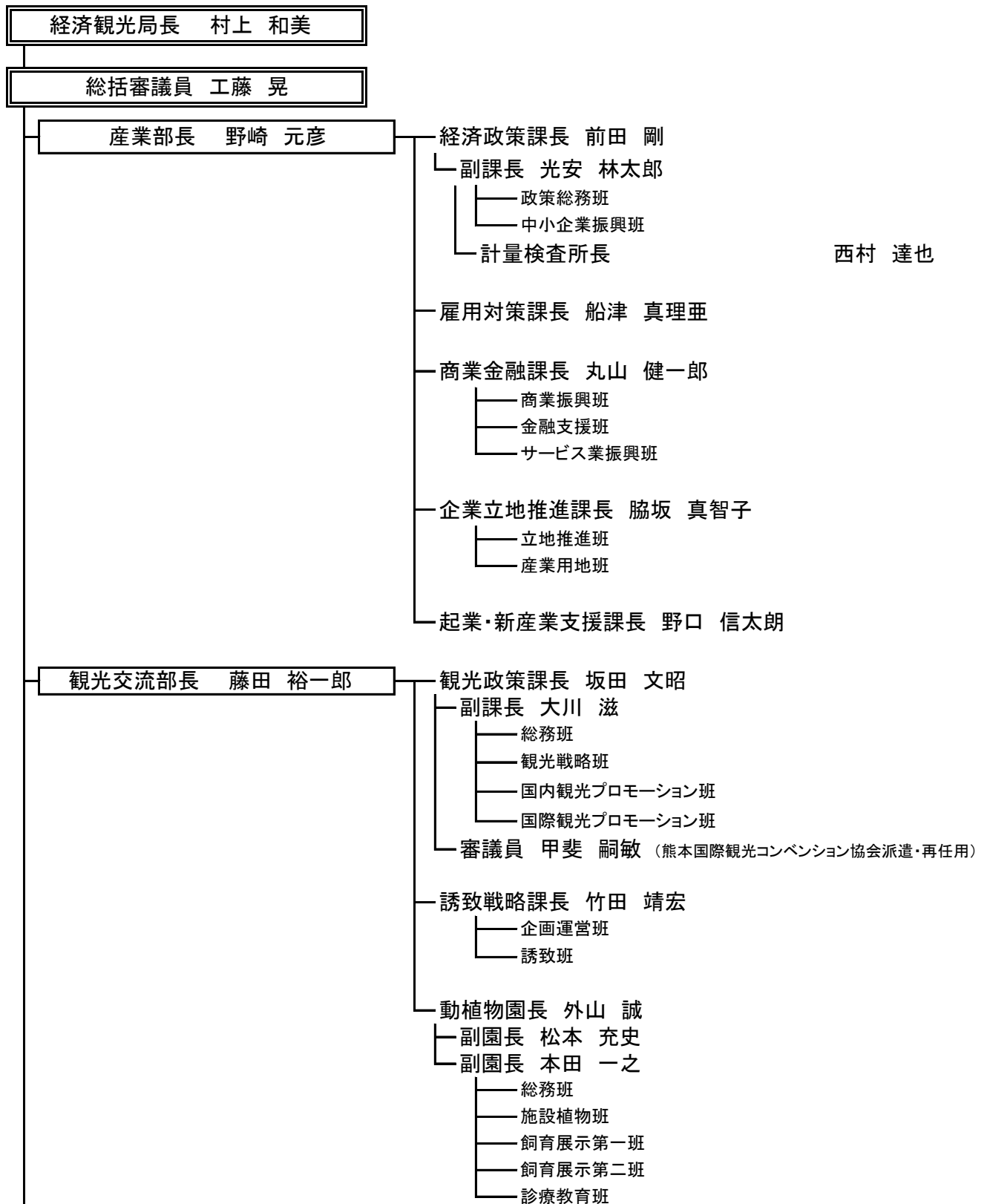
【農水局】

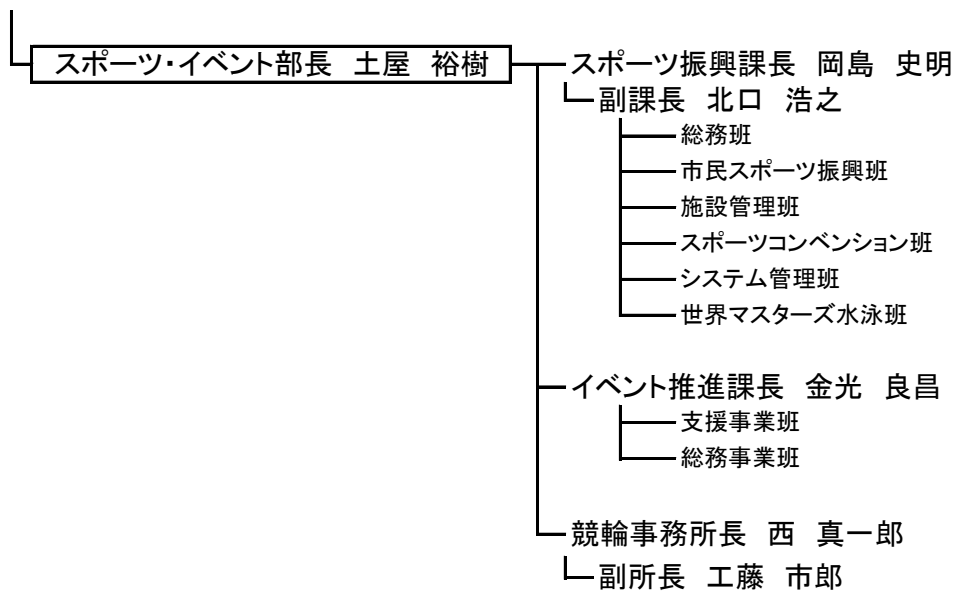
職名	氏名
農水局長	おおつか ゆういち 大塚 裕一
農政部長	みやもと あきひろ 宮本 明大
農業政策課長	なかぐま けんじ 中熊 健二
農業政策課 副課長	なりまつ かずとし 成松 一寿
農業政策課 農水ブランド戦略室長（主幹級）	おくむら こうじ 奥村 幸司
首席審議員 兼 農業支援課長	みやもと まさし 宮本 政司
農業支援課 鳥獣対策室長（主幹級）	きよの ようすけ 清野 陽介
農地整備課長	さかざき しんいち 坂崎 真一
北東部農業振興センター所長（部長級）	おかもと みさき 岡本 岬
北東部農業振興センター 農業振興課長	こばやし けんじ 小林 賢治
北東部農業振興センター 基盤整備課長	さとう こうせい 佐藤 公成
西南部農業振興センター所長（部長級）	ひらみ おさむ 平見 磨
西南部農業振興センター 農業振興課長	さかもと こうひろ 坂本 耕弘
西南部農業振興センター 首席審議員 兼 基盤整備課長	おくだ しげあき 奥田 滋晃
水産振興センター所長（部長級）	よしどめ たけし 吉留 健士
水産振興センター副所長（課長級）	たなか いちお 田中 伊知郎

経済委員会 執行部名簿

【農業委員会事務局】

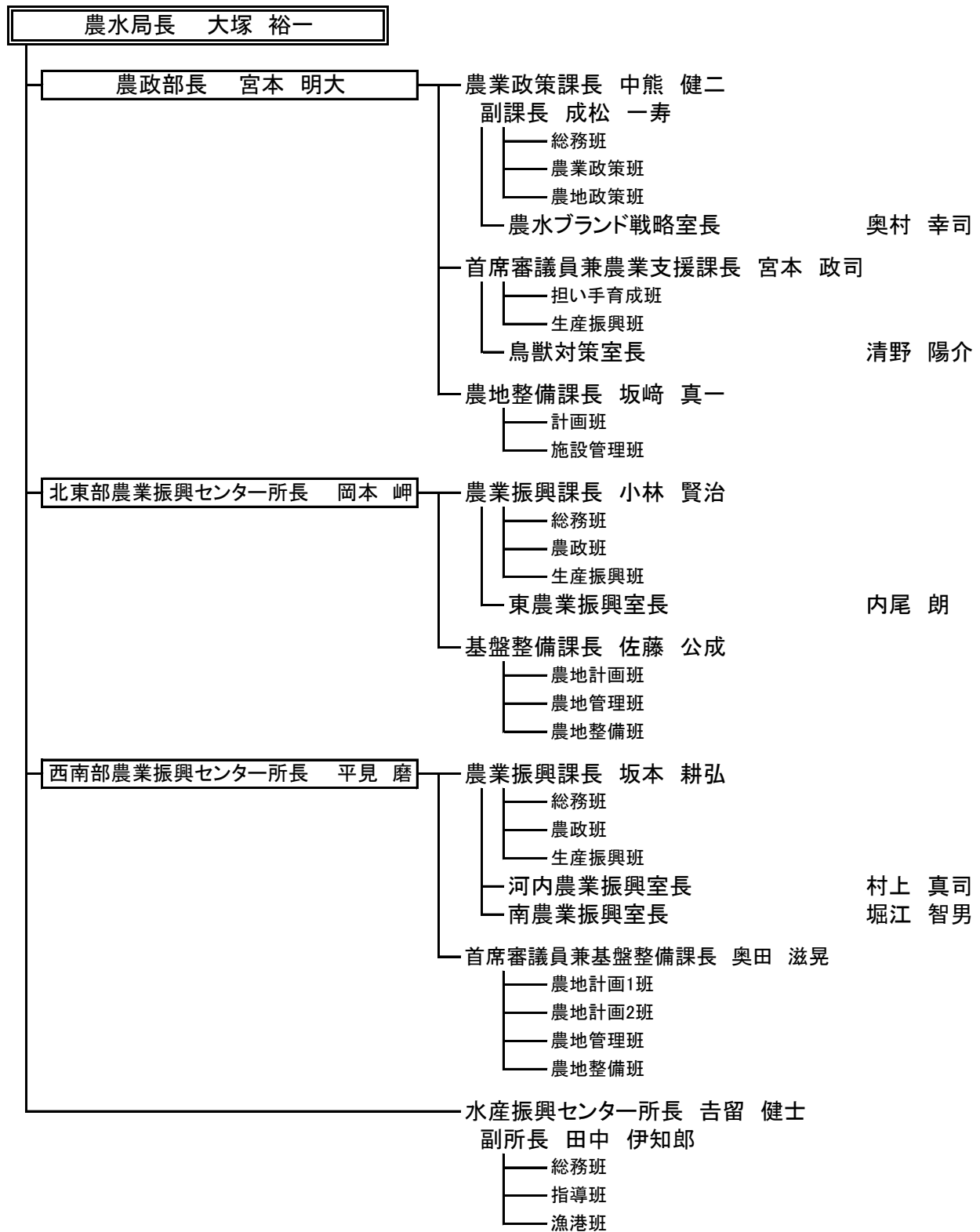
職名	氏名
農業委員会事務局 事務局長（部長級）	よしずみ かずゆき 吉住 和征
農業委員会事務局 副事務局長	まきの しんじ 牧野 真次
農業委員会事務局 西南分室長（主幹級）	たしろ たかひさ 田代 尊久
農業委員会事務局 富合・城南分室長（主幹級）	いわなが たかあき 岩永 孝明
農業委員会事務局 北区分室長（主幹級）	ほりお たく 堀尾 卓





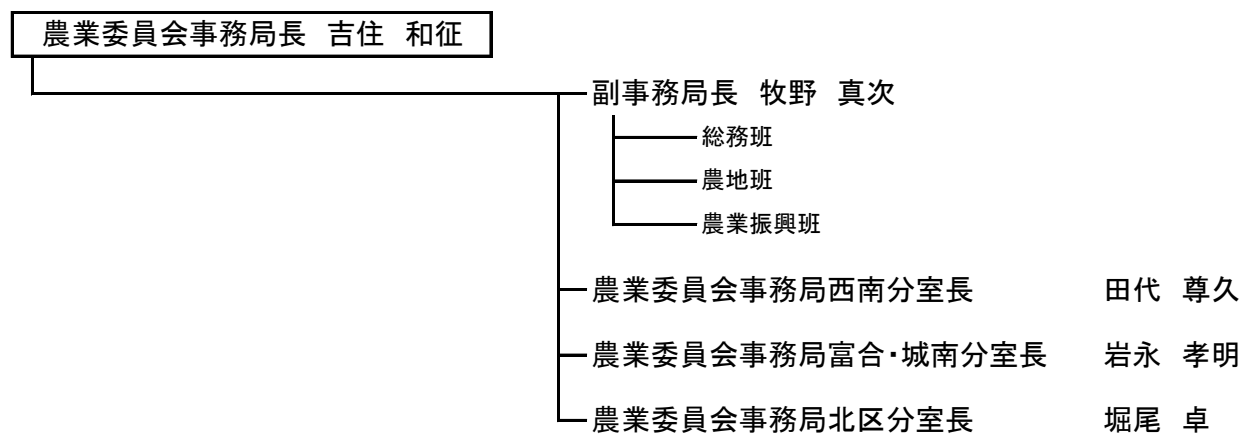
令和5年度 農水局 機構図

(1局3部8課5室)



令和5年度 農業委員会事務局 機構図

(1局 3室)



令和5年度 主要事業

当初予算のポイント(経済観光局)

- ・令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済の急激な悪化と停滞が見られたものの、令和4年度以降は、行動制限の緩和に伴い社会・経済活動が再開されたことで、地域経済は回復傾向に転じています。
- ・令和5年度は、地域経済の回復にとどまらず、更なる発展を実現するため、戦略的な企業誘致はもとより、創業・スタートアップ支援や雇用関連施策の強化、中小企業等のDX支援に取り組みます。
- ・あわせて、インバウンド回復の好機等を的確に捉え、戦略的な観光誘客やMICE誘致、賑わいの創出、新たなスポーツ大会の開催・受入など、交流人口の増加に資する施策に取り組みます。

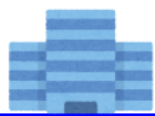
XOSS POINT.を中心としたスタートアップエコシステムの構築

- スタートアップの連続創出に向けた取組 33,200 千円
- ・スタートアップ等に対する伴走的な支援やピッチイベントを開催します。
 - ・グローバル展開を目指すスタートアップに対するアクセラレーションプログラムを実施します。
 - ・人材を求めるスタートアップと起業等に関心のある学生のマッチングを実施します。



半導体関連産業の集積を見据えた戦略的な企業誘致

- 企業誘致活動・体制強化に向けた取組 10,000 千円
- ・TSMCの進出計画を受け、本県への新たな企業立地や設備投資の動きが見られる中、その流れを本市に呼び込むため、セミコン台湾出展によるプロモーションや半導体関連企業等の誘致に取り組みます。



雇用関連施策の強化・充実

- 年齢層にあわせた人材確保に向けた取組 64,700千円
- ・熊本連携中枢都市圏内の小中学生を対象とし、地場企業を知り、社会構造を学ぶキャリア育成支援を実施し、長期的な人材確保に取り組みます。
 - ・将来を担う高度人材の確保と生産年齢人口の減少に対し、県外学生の熊本への将来的なUIターン就職及び県内学生の地元定着を促進するため、熊本連携中枢都市圏内の企業と大学生とのインターンシップを開催します。
 - ・熊本連携中枢都市圏内の企業と求職者との出会いの場として、合同就職説明会を開催します。

- 域外からの人材確保に向けた取組 28,300千円
- UIターンサポートデスクにおける1人1人に寄り添った移住相談を基軸とし、UIターン合同就職面談会の開催や移住促進プロモーション等、移住促進による人材確保に取り組みます。



しごと学びWEBライブのスタジオ風景

当初予算のポイント(経済観光局)

中小企業等のDX推進

○ 中小企業等のDX推進に向けた取組

32,000 千円

デジタル技術を活用した業務変革等に取り組む市内の中小企業等を対象に、専門家による集中的な伴走支援を実施し、その成果を先駆的事例として市内中小企業等に共有することで、DXに向けた取組の推進を図ります。



戦略的な観光誘客・MICE誘致と賑わいの創出

○ 観光客誘客に向けた取組

109,480千円

- ・国内外の観光客誘致を戦略的に進めるため、データに基づく観光施策を進めるための基本的な指針として「(仮称)熊本市観光マーケティング戦略」を策定します。
- ・本市の豊かな観光資源を積極的に活用したプロモーションや、熊本県、九州内の主要都市、空港と連携した誘客事業など更なる国内外の観光客誘致に取り組みます。



MICE誘致に向けた取組

100,360 千円

- ・熊本国際観光コンベンション協会などの関係団体と連携し、学会、国際会議及びコンサート・イベント等の誘致に取り組みます。

国際大会の開催実績を活かした新たなスポーツ大会等の開催・受入

○ 各種スポーツ大会開催・受入に向けた取組

107,355 千円

- ・熊本県との共催により、バドミントン国際大会(熊本マスタースジャパン)を開催します。
- ・世界マスターズ水泳選手権九州大会を、本市・福岡市・鹿児島市の3都市で開催します。
- ・「ラグビーワールドカップ2019」開催自治体としての経験を活かし、ラグビーワールドカップ®に向けた日本代表の強化試合を開催し、ラグビーの普及・振興に取り組みます。



競輪事業会計

熊本競輪場の再建

2,544,700千円

熊本地震で被災した熊本競輪場の再開に向け、地域の防災・コミュニティの拠点、アマチュアスポーツの振興の拠点となるようメインスタンドの耐震改修、バンクの整備等を行います。

市民生活向上への貢献(一般会計繰出金)

200,000千円

競輪事業の収益の一部を一般会計に繰り入れることで、都市整備や社会保障等の財源として活用します。



当初予算のポイント(農水局)

第2次農水産業計画(改訂版)を踏まえつつ、農水産業の潜在力を引き出し、競争力の高い農水産業を振興するとともに、国土強靱化の視点も踏まえた、災害に強い、持続可能な経営基盤の確立を目指します。また、農と食の魅力創造に向け、良質な農水産物や加工品の効果的なプロモーションや情報提供を積極的に行い、販路開拓・拡大を推進します。

競争力の高い農水産業の振興

1,358,945千円

園芸農業などの地域の特性をいかした農業やスマート農業の推進

本市の農水産業の競争力を高めるため、消費者・事業者ニーズを踏まえた生産の拡大や低コスト化、出荷の安定化、品質向上、ICTやAI技術などを活用したスマート農業の実現とともに、肥料価格高騰下における施肥量削減対策や自然災害、鳥獣被害への対策の強化などに取り組みます。また、農業生産体制の強化に資する集出荷貯蔵施設の整備を支援します。

稼げる畜産・水産業の推進

収益性が高い畜産業及び効率的な養殖漁業・資源管理を推進し、競争力の強化を目指します。
また、生産量が低迷している水産資源の持続的な維持・増殖を推進するため、有用魚貝類の種苗放流や二枚貝類の保護育成に取り組みます。



持続可能な農水産業のための経営基盤の確立

3,146,168千円

経営体の強化

担い手を育成・確保するとともに、農地の集積等による経営の安定化を通じて持続可能な農業の実現を目指します。

生産基盤の整備・保全

農地・土地改良関連施設及び漁場・漁港施設の整備・保全を推進し、国土強靱化の視点も踏まえた持続可能な農水産業のための経営基盤の確立を目指します。特に、地域の排水路整備や航路・泊地の土砂堆積への対応のため、排水事業や浚渫事業等の基盤整備を強化します。



農と食の魅力創造

98,905千円

農水産業の新たな価値を生み出す「農と食の魅力創造」に向けて、民間企業との連携強化やトッププロモーションを実施するとともに、通信販売等を活用した効果的な販売促進活動により、熊本の良質な農水産物のブランド化・高付加価値化、販路開拓・拡大を推進します。
また、更なる海外販路拡大を図るため、関係機関と連携した輸出相談窓口において、事業者の輸出力強化に向けた支援を行うとともに、商談会等の販路開拓の取組を強化します。



野生動物に起因する被害の防止・軽減

20,100千円

更なる捕獲頭数の増加や捕獲体制の強化を図るため、熊本市有害鳥獣駆除隊等への支援を拡大するとともに、市民との協働による鳥獣対策を強化し、地域住民と一体となった捕獲や鳥獣が近づきにくい環境整備など総合的な鳥獣被害対策に取り組みます。



主 要 事 業

1 農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定される業務

- (1) 農地法に基づく農地の権利移動等及び転用等による許認可業務
- (2) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の業務
- (3) 農業者の老後生活を安定させるために創設された農業者年金への加入推進及び適格な経営移譲を促進する業務
- (4) その他、農地中間管理事業の活用や租税特別措置法等に規定される業務

2 農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定される業務

- (1) 担い手への農地の利用集積・集約を図り、農地の利用の最適化を推進する業務
- (2) 遊休農地の発生を未然に防止するとともにその解消を図る業務
- (3) 新規就農者に対する農地の取得や借受等の助言・支援等を行い、新規参入の促進を図る。

参考

熊本市組織と事務分掌

令和5年度版

【抜粋】

経済観光局
農水局
農業委員会事務局

作成 令和5年6月1日



=局



=部



=課相当組織



=室相当組織

経済観光局

産業部

経済政策課

- (1) 局内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事。
- (2) 局内事務及び部内事務の連絡調整に関する事。
- (3) 産業政策に係る総合的企画、調査・分析及び調整に関する事。
- (4) 経済交流の促進に関する事。
- (5) 中小企業の経営、人材育成及び事業承継に関する事。
- (6) 工業の振興に係る施策の企画及び調査に関する事。
- (7) 工業の振興に係る中小企業等協同組合及び協業組合の設立認可等に関する事。
- (8) 物産関連産業の振興に関する事。
- (9) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく砂利採取計画の認可等に関する事
（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。
- (10) 採石法（昭和25年法律第291号）に基づく採石業者の採取計画の認可等に関する事。
- (11) 計量検査所（室）に関する事。
- (12) 食品交流会館に関する事。
- (13) 中小企業活性化会議に関する事。
- (14) 経済観光局指定管理者候補者選定委員会に関する事。

計量検査所

- (1) 計量法（平成4年法律第51号）に関する事。
- (2) 計量に係る指導及び調査に関する事。

雇用対策課

- (1) 雇用の拡大及び安定に関する事。
- (2) 職業能力開発に関する事。
- (3) 勤労者の福祉向上に関する事。
- (4) 職業訓練施設に関する事。
- (5) 移住促進に関する事。
- (6) 勤労者福祉センターに関する事。
- (7) 技能者表彰選考委員会に関する事。
- (8) 熊本市勤労者福祉センターとの連絡調整に関する事。

商業金融課

- (1) 商業の振興に係る施策の企画及び調査に関する事。
- (2) 中心市街地の活性化に係る企画及び調整に関する事。
- (3) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に関する事
（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 商店街、商工会議所及び商工会に関する事。
- (5) 商業の振興に係る中小企業等協同組合及び協業組合の設立認可等に関する事。
- (6) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に関する事。
- (7) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に基づく高度化事業計画の認定等に関する事。
- (8) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所の定款変更の認可等に関する事。
- (9) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に基づく商工会及び商工会議所等の基盤施設計画の認定等に関する事。
- (10) 中小企業融資制度に関する事。
- (11) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく特定中小企業者の認定に関する事。
- (12) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）に基づく中小企業者の認定に関する事。
- (13) サービス業の振興に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。



=局



=部



=課相当組織



=室相当組織

- (14) 商工団体、熊本県信用保証協会、金融機関その他関係機関等との折衝及び連絡調整に関すること。
- (15) 流通情報会館に関すること。
- (16) 熊本流通情報センターとの連絡調整に関すること。
- (17) 新型コロナウイルス感染症金融対策基金に関すること。

企業立地推進課

- (1) 企業立地に関すること。
- (2) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく特定工場に関すること。
- (3) 熊本港の物流の振興に関すること。
- (4) 立地企業選定委員会に関すること。
- (5) 産業用地整備検討審査会に関すること。

起業・新産業支援課

- (1) 起業に関すること。
- (2) 新産業の振興に関すること。
- (3) くまもと森都心プラザに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。)
- (4) 新製品・新技術研究開発助成事業審査会に関すること。

観光交流部

観光政策課

- (1) 部内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 観光に係る企画及び調査研究に関すること。
- (3) 観光客の誘致及び受入れに関すること。
- (4) 観光資源の保全及び利活用に関すること。
- (5) フィルムコミッション（市の風景、建物等が映画等に利用されるように働きかける活動及び撮影者等に対する支援業務をいう。）に関すること。
- (6) 観光施設の整備及び維持管理に関すること。
- (7) 峠の茶屋公園の管理及び運営に関すること。
- (8) 熊本城桜の馬場観光交流施設及び熊本城桜の馬場観光交流施設駐車場に関すること。
- (9) 観光振興推進協議会に関すること。
- (10) 熊本国際観光コンベンション協会との連絡調整に関すること（誘致戦略課の所管に属するものを除く。）。)

誘致戦略課

- (1) マイス（企業等の会議、企業等の行う報奨旅行、国際会議、イベント及び展示会等をいう。以下同じ。）の誘致及び受入れに関すること。
- (2) 熊本国際観光コンベンション協会との連絡調整に関すること（マイスの誘致及び開催支援に関することに限る。）。)
- (3) 熊本城ホールに関すること。
- (4) 辛島公園地下通路に関すること。
- (5) 辛島公園地下駐車場に関すること。

動植物園

- (1) 動植物園の管理及び運営に関すること。
- (2) 動植物園の施設及び設備の維持管理並びに運転操作に関すること。
- (3) 動物の飼育及び健康管理に関すること。
- (4) 植物の植栽及び管理に関すること。
- (5) 動植物に関する調査研究及び資料収集に関すること。
- (6) 動物及び緑の相談に関すること。
- (7) 動植物園における環境教育及び社会教育に関すること。
- (8) 動植物園マスタープラン推進会議に関すること。



=局



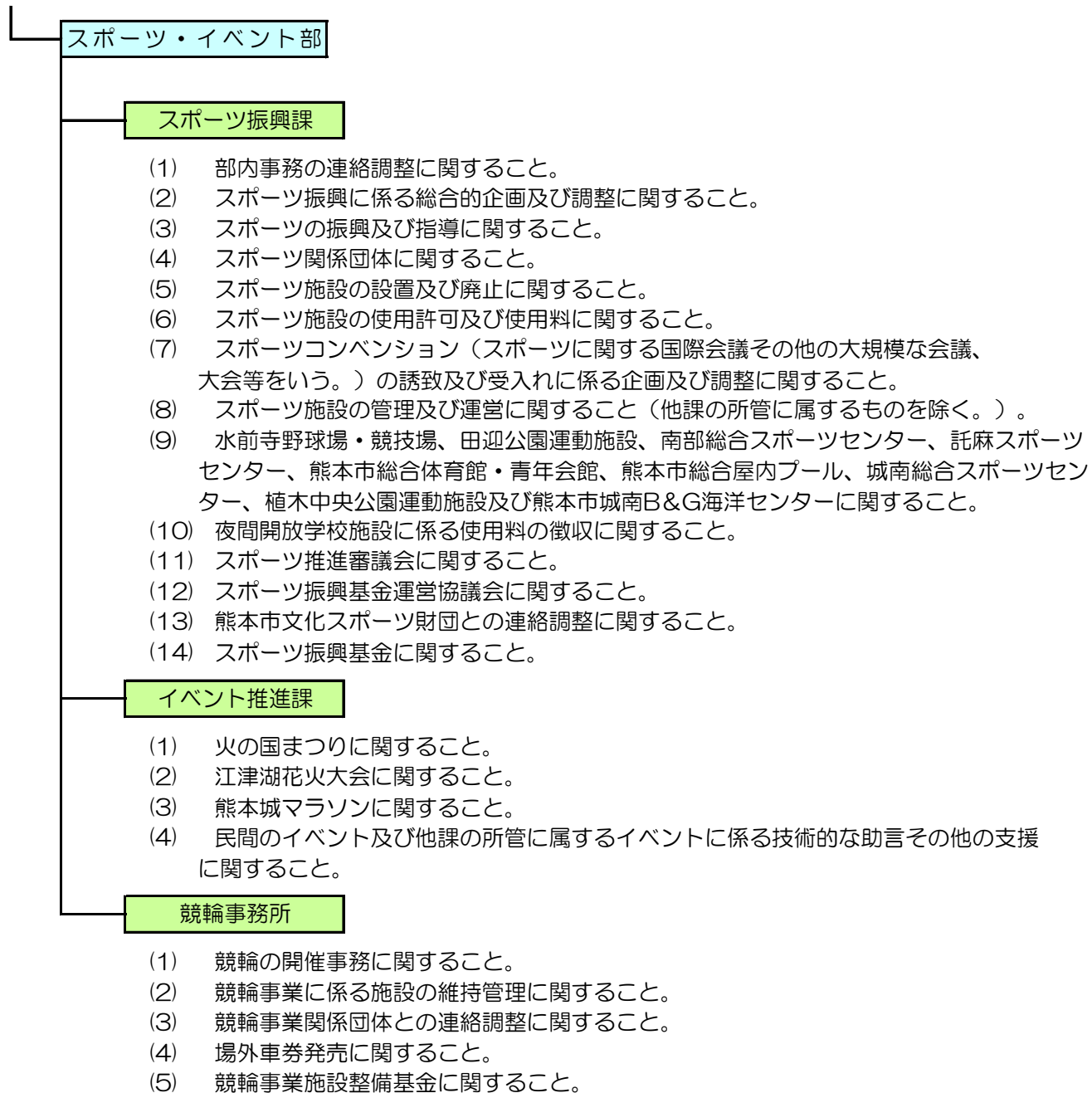
=部



=課相当組織



=室相当組織





=局



=部



=課相当組織



=室相当組織

農 水 局

農 政 部

農業政策課

- (1) 局内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事。
- (2) 局内事務及び部内事務の連絡調整に関する事。
- (3) 農業行政及び水産業行政に係る総合的企画及び調整に関する事。
- (4) 農村地域の振興の総括に関する事。
- (5) 農地に関する政策の総括に関する事。
- (6) 農業及び水産業に係る情報の収集及び提供に関する事。
- (7) 農業団体に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 河内農村運動広場の総括に関する事。
- (9) 明徳グラウンドの財産管理に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 農業委員会との連絡調整に関する事。
- (11) 市民と農業とのふれあい促進の総括に関する事。
- (12) 旧食肉センターのと畜機能移転に係る協定に関する事。
- (13) 農水ブランド戦略室（室）に関する事。
- (14) 農水産業計画推進委員会に関する事。
- (15) 農水局指定管理者候補者選定委員会に関する事。
- (16) 農業委員選定委員会に関する事。
- (17) 課内及び農地整備課の庶務に関する事。

農水ブランド戦略室

- (1) 農水産物及びその加工品等の販路拡大及びブランド化に関する事。
- (2) 農商工連携等による地域産業の活性化に関する事。
- (3) 城南地域物産館及び植木地域農産物の駅に係る事務の総括に関する事。

農業支援課

- (1) 農産物の生産及び生産技術に係る調査研究の総括に関する事。
- (2) 農産物の生産振興の総括に関する事。
- (3) 環境保全型農業の推進の総括に関する事。
- (4) 農作物及び農業用施設の災害調査及び復旧の総括に関する事。
- (5) 農業経営の指導の総括に関する事。
- (6) 農業従事者の育成の総括に関する事。
- (7) 集落営農組織等の育成の総括に関する事。
- (8) 農業金融の総括に関する事。
- (9) 家畜伝染病対策の総括に関する事。
- (10) 水田農業に係る施策の推進の総括に関する事。
- (11) 鳥獣対策室（室）に関する事。

鳥獣対策室

- (1) 有害鳥獣に関する事。
- (2) 有害鳥獣駆除隊選定委員会に関する事。

農地整備課

- (1) 土地改良事業の総括に関する事。
- (2) 土地改良施設の総括に関する事。
- (3) 農地及び土地改良施設等の災害調査及び復旧の総括に関する事。
- (4) 農業集落排水事業の総括に関する事。
- (5) 土地改良財産の総括に関する事。
- (6) 法定外公共物の新設、改良及び維持管理の総括に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 土地改良事業に係る換地委員会の総括に関する事。
- (8) ふるさとの水と土保全基金に関する事。



=局



=部



=課相当組織



=室相当組織

北東部・西南部農業振興センター

農業振興課

- (1) 農業団体等との連絡調整に関する事。
- (2) 農林水産業の統計調査事務に関する事。
- (3) 農村地域の振興に関する事。
- (4) 農地に関する政策に関する事。
- (5) 農作物及び農業用施設の災害調査及び復旧に関する事。
- (6) 農業経営の指導に関する事。
- (7) 農業従事者の育成に関する事。
- (8) 集落営農組織等の育成に関する事。
- (9) 農業金融に関する事。
- (10) 農産物の生産振興に関する事。
- (11) 環境保全型農業の推進に関する事。
- (12) 家畜伝染病対策に関する事。
- (13) 農産物の流通及び消費に関する事。
- (14) 市民と農業とのふれあい促進に関する事。
- (15) 区のまちづくりとの連携に関する事。
- (16) 水田農業に係る施策の推進に関する事。
- (17) 農水産業計画に関する事。
- (18) 東農業振興室(室)に関する事(北東部農業振興センターに限る。)
- (19) 河内農業振興室(室)に関する事(西南部農業振興センターに限る。)
- (20) 南農業振興室(室)に関する事(西南部農業振興センターに限る。)
- (21) 農業集落排水処理施設の運営に関する事(北東部農業振興センターに限る。)
- (22) 植木地域農産物の駅に関する事(北東部農業振興センターに限る。)
- (23) 城南地域物産館に関する事(西南部農業振興センターに限る。)
- (24) 課内及び基盤整備課の庶務に関する事。

東・河内・南農業振興室

- (1) 農地に関する政策に関する事。
- (2) 農作物及び農業用施設の災害調査に関する事。
- (3) 農業従事者の育成に関する事。
- (4) 集落営農組織等の育成に関する事。
- (5) 水田農業に係る施策の推進に関する事。
- (6) 区のまちづくりとの連携に関する事。
- (7) 河内農村運動広場の管理及び運営に関する事(河内農業振興室に限る。)
- (8) 農業集落排水処理施設の運営に関する事(南農業振興室に限る。)

基盤整備課

- (1) 土地改良事業に関する事。
- (2) 土地改良施設の維持管理に関する事。
- (3) 農地及び土地改良施設等の災害調査及び復旧に関する事。
- (4) 農業集落排水処理施設の管理に関する事。
- (5) 法定外公共物の新設、改良及び維持管理に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- (6) 海岸保全区域(農林水産省所管のものに限る。)に係る占用及び使用に関する事(西南部農業振興センターに限る。)
- (7) 土地改良財産の維持管理に関する事。
- (8) 土地改良事業に係る換地委員会に関する事。

令和5年度 熊本市組織と事務分掌 (R5.4.1現在)



=局



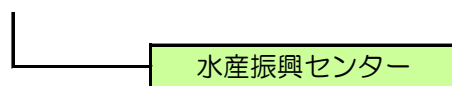
=部



=課相当組織



=室相当組織



- (1) 水産業の振興に係る調査、研究及び計画に関すること。
- (2) 水産業に係る技術指導等に関すること。
- (3) 漁港及び漁場の整備及び維持に関すること。
- (4) 漁港の管理に関すること。
- (5) 公有水面の埋立てに関すること（漁港に限る。）。
- (6) 水産業に係る災害調査及び復旧に関すること。
- (7) 県管理漁港区域内に係る水域の占用等の事務に関すること。
- (8) 県管理漁港区域内に係る海岸保全区域の占用等の事務に関すること。
- (9) 県管理漁港区域以外に係る海岸保全区域の占用等の受付に関すること。
- (10) 水産業関係団体に関すること。
- (11) その他水産業の振興に関すること。
- (12) 市民と水産業のふれあい促進に関すること。
- (13) 漁業金融に関すること。



=局



=部



=課相当組織



=室相当組織

農業委員会事務局

- (1) 総会、役員会及び地区委員会に關すること。
- (2) 農地の転用及び権利移動に關すること。
- (3) 農地台帳の調製に關すること。
- (4) 国有農地等の管理に關すること。
- (5) 農業經營基盤強化促進事業に關すること。
- (6) 農地等の利用の最適化の推進に關すること。
- (7) 新規就農に關すること。
- (8) 委員会の発行する証明に（以下「諸証明」という。）に關すること。
- (9) 農業者年金に關すること。
- (10) 贈与税、相続税等の納税猶予に關すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令により委員会の権限と定められた事項に關すること。
- (12) 条例、規則等の制定、改廃に關すること。
- (13) 国、県及び関係団体との連絡調整に關すること。
- (14) 市長の事務部局との連絡調整に關すること。
- (15) 庶務及び経理に關すること。
- (16) 人事、給与及び服務に關すること。
- (17) 分室の分掌する事務に属さない事項に關すること。
- (18) 第1号、第3号及び第5号から第11号までに規定する事務の総括に關すること。

農業委員会事務局 西南、富合・城南、北区分室

- (1) 地区委員会の審議及び報告事項等に關すること。
- (2) 農地の転用及び権利移動に關すること。
- (3) 農地台帳の調製に關すること。
- (4) 農業經營基盤強化促進事業に關すること。
- (5) 農地等の利用の最適化の推進に關すること。
- (6) 新規就農に關すること。
- (7) 諸証明に關すること。
- (8) 農業者年金に關すること。
- (9) 贈与税、相続税等の納税猶予に關すること。
- (10) 公印の保管及び文書の収発保存に關すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、法令により委員会の権限と定められた事項に關すること。